

2018年11月21日 全5頁

# 米国対内投資規制の一部が施行開始

## 重要技術を有する特定産業への投資は、CFIUSの審査が義務に

ニューヨークリサーチセンター  
主任研究員 鳥毛 拓馬

### [要約]

- 2018年10月10日、米国財務省は、対米外国投資委員会（CFIUS）が「2018年外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）」の一部規定を試験的に実施するパイロット・プログラムを行うための暫定規則を公表し、11月10日からパイロット・プログラムが開始されている。
- パイロット・プログラムでは、CFIUSの審査対象となる取引の範囲が拡大され、特定産業の重要技術に関わる米国事業への一定の非支配的投資がCFIUSの審査対象となる。また審査対象となる取引を行う外国企業は、取引に関する情報を記載した申告書をCFIUSに提出することが義務となる。当事者がCFIUSに申告書を提出しなかった場合、最大で取引金額と同額の民事制裁金が課される。
- 今回のパイロット・プログラムの実施を受けて、米国企業への投資等を検討する外国企業は、その投資対象となる事業が重要技術を有しているか、27の対象業種に該当するかなどにつき、社内や外部の専門家と早期に議論する必要があるだろう。

## パイロット・プログラムが11月10日から開始

2018年8月13日に、対米外国投資委員会<sup>1</sup>（Committee on Foreign Investment in the United States、以下CFIUS）の審査対象となる取引を拡大したり、その権限を強化することなどを内容とする、「2018年外国投資リスク審査現代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018。以下、FIRRMA）」が制定された<sup>2</sup>。FIRRMAは特定国を対象とした法律ではないとされているが、中国からの米国ハイテク企業への投資の増加による、米国の国家安全保障などに対する懸念の高まりを背景として制定されており、中国企業への対応が念頭にあるものと思

<sup>1</sup> 財務長官を議長として、閣僚（商務長官、国防長官、国務長官、国土安全保障長官、エネルギー長官、司法長官、通商代表、科学技術政策局長）とその他のメンバー（大統領により任命）で構成される。

<sup>2</sup> FIRRMAの改正内容については、鳥毛拓馬「米国対内投資規制の改正」（2018年8月17日付大和総研レポート）。  
[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180817\\_020264.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20180817_020264.html)

れる。

FIRRMA の多くの規定は制定と同時に施行された。ただし、改正により新たに審査対象となった不動産取引や、重要インフラ、重要技術、センシティブな個人情報に関わる投資、簡素化された申告制度、外国政府に関わる一定の取引における申告書提出義務などに関わる規定については、CFIUS が 2020 年 2 月までに策定する最終規則により実施されることになっている。また、FIRRMA は CFIUS に対して、最終規則の実施開始前に、規則策定に必要な情報を事前に取得するため、規則を試験的に実施するパイロット・プログラムを行う権限を付与していた。

このような中、2018 年 10 月 10 日に米国財務省は、CFIUS が FIRRMA の一部規定を試験的に実施するパイロット・プログラムを行うための暫定規則を公表<sup>3</sup>し、11 月 10 日からパイロット・プログラムが開始されている。

パイロット・プログラムにより、CFIUS の審査対象となる取引の範囲が拡大され、特定産業の重要技術に関わる米国事業への一定の非支配的投資であっても、CFIUS の審査対象になることとされた。また審査対象となる取引を行う外国企業は、取引に関する情報を記載した申告書（原則として 5 ページ以内）を CFIUS に提出することが義務となる。なお、パイロット・プログラムは、CFIUS が最終規則を制定し、その規則を完全実施するまで継続することとなっている。以下では、財務省が公表した資料<sup>4</sup>などをもとに、パイロット・プログラムを概説する。

## パイロット・プログラムの概要

### 対象となる投資

パイロット・プログラムで対象となる投資とは、外国人（特定の国は指定されておらず、全ての国の外国人）による一定の直接・間接的な非支配的投資であり、以下のいずれかが認められることとなる投資とされる。

1. 対象となる米国事業が有する重要な非公開の技術情報へのアクセス
2. 対象となる米国事業の取締役会またはそれと同等の経営組織へ参加する権利、あるいは、取締役またはこれに相当する地位に個人を指名する権利
3. 重要技術の使用、開発、取得などに関する実質的な意思決定への関与（議決権行使による関与は除く）

もともと、一定の投資、すなわち、ファンドのアドバイザー・ボードや投資委員会のリミテッドパートナーまたはそれと同等の会員資格を外国人に認めている投資ファンドを通じた外国人による間接的な投資については、パイロット・プログラムで対象となる投資に該当しないこととされている。そのためには、①当該ファンドが外国人でないジェネラルパートナー等に

<sup>3</sup> 財務省ウェブサイト <https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm506>

<sup>4</sup> 財務省ウェブサイト <https://home.treasury.gov/system/files/206/Fact-Sheet-FIRRMA-Pilot-Program.pdf>

より管理されていること、②アドバイザー・ボードや投資委員会あるいは、その外国人が、ファンドの投資決定を承認したり否認したりする能力を有していないことなどが要件とされる。

## 対象となる米国事業

パイロット・プログラムで対象となる「米国事業」とは、重要技術を生産、設計、試験、製造、加工、または開発する事業である。そして、ここでの重要技術とは、①一つまたは複数のパイロット・プログラム対象業種における米国事業の活動に関連して利用されるか、あるいは、②一つまたは複数のパイロット・プログラム対象業種における使用のために特別に米国事業により設計されたものが該当する。

## 対象となる重要技術

パイロット・プログラムでは、FIRRMA で定義されている全ての重要技術が対象となる。また、重要技術には、FIRRMA と同時に成立した 2018 年輸出管理改革法 (Export Control Reform Act of 2018) で規定されている先端の基礎的技術 (emerging and foundational technologies) を含むとされている。

## パイロット・プログラムの対象業種

パイロット・プログラムは、北米産業分類システム (NAICS) コードにおける 27 業種が対象となる。財務省によると、外国からの投資により、米国の技術優位性や国家安全保障を脅かす可能性があると思われる業種が選ばれたとされている。ただし、必ずしも国家安全保障に懸念が生じる可能性がある業種に限られておらず、比較的幅広く選ばれているとの指摘もある。

図表 1 パイロット・プログラム対象業種

産業名	NAICS コード(※)
航空機製造	336411
航空機エンジンおよびエンジン部品製造	336412
アルミナ精練および一次アルミニウム製造	331313
ボールベアリング・ローラーベアリング製造	332991
コンピューター記憶装置製造	334112
エレクトロニックコンピューター製造	334111
誘導ミサイルおよび宇宙船製造	336414
誘導ミサイルおよび宇宙船推進装置、推進装置部品製造	336415
軍用武装車両、戦車および戦車部品製造	336992
原子力発電	221113

光学機器および光学レンズ製造	333314
その他基礎無機化学品製造	325180
その他誘導ミサイル・宇宙船部品および補助装置製造	336419
石油化学製品製造	325110
粉末冶金部品製造	332117
電力、配電および特殊変圧器製造	335311
一次電池製造	335912
ラジオ・テレビ放送および無線通信機器製造	334220
ナノテクノロジーの研究開発	541713
バイオテクノロジーの研究開発(ナノバイオテクノロジーを除く)	541714
アルミニウム二次精錬および合金製造	331314
探査、探知、航行、誘導、航空・航海用システムおよび計器製造	334511
半導体および関連機器製造	334413
半導体装置製造	333242
蓄電池製造	335911
電話装置製造	334210
タービン及びタービン発電機製造	333611

(出所) 連邦官報<sup>5</sup>より大和総研作成

## 申告書の提出義務

FIRRMA では、従来の書面による CFIUS への通知制度の代わりに、取引当事者が、取引に関する基本情報を含む申告書（原則として 5 ページを超えない書面による通知）を CFIUS に提出するという簡素な申告制度が新たに創設された。パイロット・プログラムの対象となる特定産業の重要技術に関わる米国事業へ一定の投資を行う場合において、取引当事者は、この申告書の提出が義務となる。義務となる投資には、支配的投資および非支配的投資いずれも含まれる。取引当事者は、取引完了予定日の少なくとも 45 日前までに CFIUS に申告書を提出しなければならないとされている。

CFIUS が当事者からこの申告書の提出を受けた場合、30 日以内に、①取引に関する全ての審査が完了したことを当事者に書面で通知することや、②当事者に対して改めて正式な通知を提出するよう要請することなどの対応を取ることとされている。

なお、審査対象取引の当事者は、申告書の提出ではなく、従来の通知制度を利用して、書面による通知を CFIUS に提出することも可能とされている。

当事者が CFIUS に申告書や通知の提出をしなかった場合、最大で取引金額と同額の民事制裁金が課されることとされている。

<sup>5</sup> [https://home.treasury.gov/system/files/206/FR-2018-22182\\_1786904.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/206/FR-2018-22182_1786904.pdf)

## 今後の CFIUS による規則制定の見通し

前述のように、FIRRMA は基本的には中国企業への対応が念頭に置かれているものと思われるが、中国企業のみならず米国企業への投資等（買収・出資）を目指す外国企業や、買収・出資される米国企業にも影響を与え得ることが予想される。

今回のパイロット・プログラムの実施を受けて、米国企業への投資等を検討する外国企業は、その投資対象となる事業が重要技術を有しているか、27 の対象業種に該当するかなどにつき、社内や外部の専門家と早期に議論する必要があるだろう。

一方、CFIUS は FIRRMA を完全実施するため最終規則の策定に取り組んでいるが、最終規則の策定までに他の FIRRMA の規定を実施するためのパイロット・プログラムが行われる可能性もある。米国企業の買収等を検討する外国企業は、引き続き、CFIUS が策定する最終規則に関する情報収集を積極的に行いつつ、その対応を慎重に検討する必要があるだろう。